

原子力研究所法案に關する意見

31年 2月 7日

湯川秀樹

官民一致協力すべしとのなら 原子力研究所に於て民間からも出資する態勢と
取らばとす。大蔵省側の考は、一応尤もであるが、そうした場合、次の様な
弊態が起る可能性がある。これに對して充分な検討をして頂きたい。

この研究所が早期発電實現という目標に、はたして基礎研究は等閑に附され、
傾向が増大する恐れはないか。それに伴って別に基礎研究を重要視する
研究所を同じの形で(大学等の下に設けて)作り出すと、機運が盛んになりはしないか。
そのかわり、わが国における原子力研究開発の方向が今の段階で分岐してしまう危険性
を生ずる。原子力委員会としては、そういうことにならない中に將來を見通して正しい判断を下す
べきである。私の希望する所は、原子力研究所自身がわが国における原子力開発の在り方と
研究所における基礎的調査研究を通じて見定め、原子力の計画的な開発と並んで
原子力発電の實現に對つてゆくことである。発電の實現を急ぐのみならず、目標を初め
から極限するのと、学界の協力が得にくいなり、ひいては上に述べたような分岐の可成
性を生じる。

もしも民間出資を認めなければ、大蔵省側の納得しないうのなる。尚更、大蔵省側に
對してこの案に對する原子力委員会側の考を明らかにしておく必要がある。

民間出資を認めようとするならば、それだけ研究所の運営方針も明確にし、疑義の余地を
残さないようにする必要が増大する。例として研究所法案(第四法案)第11条の趣旨は大體
構であるが、第12項に「研究所に委託者の施設と設置し」とあるのは問題である。實質的には
それが民間資本の比率を増大する恐れがあるといふ言ひである。それについては、原子力開発の基本方針
に分岐する恐れがあるといふ言ひである。尚、原子力委員会設置法は附帯決議として大学に
おける研究には関係ないという条件がついてゐるが、この条件と原子力研究開発の基本方針と決める
という原子力委員会の任務ととの間に調整をゆくべきかは、將來学界と協同して決めるべき
問題として残つてゐる。そして、そういうことであるから、尚更、私は今の段階で分岐する危険を
避けたいと見るのである。学界、政界、財界が一致協力することは、もとより必要であるが、
あつて、学界にも疑義を抱かずに協力せよとの配慮と、原子力委員会としても充分に
おく必要があると見う。要するに原子力委員会としては、基本方針を早急に明確にするべき
であるといふ。

駒形氏の返事に対する意見

31年2月4日

力研の各面の方針、特に研究部門、人員採用方針についての希望

1. 一般方針として「力研が今後の研究方針を定めるのに必要データを外部の計算やデータに頼らず、できるだけ力研自身でデータを出しゆく」というふうであってほしい。
もっと具体的には、第一段階として実験炉輸入はやむを得ないが第二段階として天然ウラン、重水等やむを得ないものだけを入力して口産炉と自主的に作るという各面の目標を達成しゆく上にも、既存の型とその踏襲をそのでなく、どの程度改良を加える可能性があるのか今から充分研究が必要があり、そういう意味で例えば「原子炉開発」部門と今から作って原子核実験理論の人を配置することと考えてほしい。
2. 力研の運営の仕方に関しては、力研所員だけが研究を独占することにないという一般的希望は貴所でも充分考慮下っているがこれをもっと具体的に言えれば、兼任、非常勤、研究員、あるいは基礎物理学研究所でやっている共同研究のための委託研究制度等を活用し、横の研究連絡をよくしてほしい。
これに関連して研究準備室のメンバーの地域や勢力が偏らないよう留意して頂きたい。例えば生物、医学関係の人、東京以外の人等の参加も必要と思われまふ。
それからまた、色々な面でサービス・センターの役割を果たして頂きたい。例えば、プリントアウトのサービス・センターの存在もこの作りに考えておいて頂きたい。
3. 今回の所員の募集については、先日の御返事によって大方はつきりしてきたので、原子核研究者の中でも進んで応募したい人が相当数ある。それ等の人は上にも述べたような意味での基礎研究もできる可能性があり、専門家の入った論議委員会に公平な論議が行われ、研究成果の発表等についても制限がない等の条件が満足されるものと期待している。これ等の点も充分考慮願いたい。

尚、先日の上記事は一部の人は誤解が有る所としてこれに類する
著書等項を衆知するに御配慮下さいは非常に有難いと思ふ。

湯川秀樹